



J M R C 関 東 見 舞 金 制 度 運 営 細 則

J A F 関 東 地 域 ク ラ ブ 協 議 会 規 約 (以 下 規 約 と 称 す) 第 18 条 に 基 づ き、 J M R C 関 東 見 舞 金 制 度 の 運 営 細 則 を こ こ に 定 め る。尚、本見舞金制度に附随するラリー共済については別途細則を定める。

第1条 J M R C 関 東 見 舞 金 制 度 の 目 的

本制度は、登録者のためのものであり、第2条に定める内容において、不慮の事故による死亡に対する見舞金補償を目的とする。

第2条 対 象 範 囲 と、公 認 競 技 会 の 定 義

1. J A F 公 認 (ク ロ ー ズ ド 競 技 含 む) の 4 輪 の 公 認 競 技 会 (カ ー ト を 除 く)。
2. 補償対象は公認競技会に含まれるセレモニー、イベントを含む。同セレモニー、イベントでのオフシャルや観客は補償の対象となる。
但し、4輪の走行会／カート／2輪／あるいはこれと同類の走行に、ドライバー／ライダーとしてエントリーして走行中に発生した時の事故による怪我や死亡は、対象としない。
3. J A F 認 定 の B 級、A 級、ソールカー講習会、審判員講習会。
4. 日本国内において開催されるF I A 公 認 国 際 競 技 等 に つ い て は、J A F 公 認 競 技 及 び J A F 認 定 講 習 会 等 と 同 様 に、対 象 範 囲 と す る。
5. 対象の地域は日本国内のみとする。
6. 往復路は対象としない。

第3条 加 入 条 件

1. J M R C 関 東 に 登 録 し た 会 員 (規 約 第 17 条) で、4 輪 の F I A / J A F ライセンス所持者。
2. ワンイベント加入者は、J A F ライセンス所持の有無を問わない。

第4条 加 入 期 間

期間は毎年4月1日から翌年3月末日までの1年を単位とする。

第5条 加 入 翌 年 の 1 ~ 3 月 の 間 の 扱 い

加入翌年の1~3月の間、クラブのJ M R 関 東 へ の 当 該 年 度 更 新 が な さ れ て い な く と も、J M R C 関 東 見 舞 金 制 度 は 有 効 と す る。

但し、競技に参加する場合や役員役務を行う等の場合は、要求される当該年度有効J A F ライセンス所持は必要である。

第6条 加 入 人 数、手 続 き 他

1. 法律の定めにより、総数上限を1000人とする。
2. 申込は期日を切って、先着順とする。
 - ① 前年12月1日より受付を開始。定数になった時点で締め切る。
 - ② ワンイベント加入希望は、残余枠がある範囲で適宜受付ける。

第7条 スポーツ安全保険との重複加入

スポーツ安全保険と、このJMR C 関東見舞金制度への重複加入は可能とする。

JMR C 関東見舞金制度は見舞金制度なので、スポーツ安全保険とは別のものである。よってJMR C 関東見舞金制度は、他に影響されることなく、この運営細則により支払われる。

第8条 加入費用

1. JMR C 関東見舞金制度 掛金 3,000 円
2. ワンイベント加入は、掛金 1,500 円
3. 掛金は返金しない。

第9条 見舞金補償額と支払い対象

本運営細則第2条の対象範囲内となる競技会、講習会等の参加中において、不慮の事故により、事故発生より10日以内の死亡時に500万円支払われる。

本運営細則第2条の対象範囲内となる競技会、講習会等の参加中において発生した急性心不全、脳内出血などの突然死の場合は、対象としない。

第10条 ワンイベント加入について

1. ワンイベント加入は、JMR C 関東見舞金制度に登録されていない人を対象とする。
2. ワンイベント加入は、JMR C 関東の会員の主催者を通じて行う。
3. ワンイベントとは、第2条のイベントをJMR C 関東の会員が行うものに限る。
但し、JAF未公認コース使用のクローズド競技会に関しては、JMR C 関東で承認されたコース及びシリーズのみ加入申込みができる。
4. ワンイベントの有効期間は、当該イベントの開催期間とする。
5. サービスクルーは、サーキットにおいてはサーキット内とし、スピード競技やラリー等においては、オーガナイザーが指定するサービスパーク内の事故に限る。
6. 申込期限は、原則として対象イベント24時間前までにJMR C 関東事務局へ所定の書面にて申請する（FAX可）。且つ当該の加入料を同時刻までに指定口座へ振り込む。
7. 会員が、止むを得ず当日に加入申込を受ける場合、競技会においてはその競技会の最初の競技走行が始まるまでに、講習においては講習が始まるまでに、その他においてはその内容が開始するまでに、所定の申込書をFAXにて送付する。当該の加入料は当該イベントが終了した翌日を含み最初の平日2日目午後3時までにJMR C 関東の指定口座に振り込むものとする。

第11条 ワンイベント加入の補償額と支払い対象

本運営細則第2条の対象範囲内となる競技会、講習会等の参加中において、不慮の事故により、事故発生より10日以内の死亡時に550万円支払われる。

本運営細則第2条の対象範囲内となる競技会、講習会等の参加中において発生した急性心不全、脳内出血などの突然死の場合は、対象としない。

第12条 見舞金受取人

見舞金受取人は法定相続人とする。

第13条 見舞金申請の方法

1. 事故発生ときは、所定の事故報告書を可及的速やかに J M R C 関東に届け出る。
2. 見舞金の申請は、その代理人が所属の会員を通じ、所定の申請用紙により行うものとする。
3. 見舞金申請は、所定の見舞金申請書に必要項目を記入し、診断書（コピー可）及び必要と思われる書類を添付し、J M R C 関東に提出する。
4. 見舞金の申請は、事故発生日の翌日から 90 日以内に行うものとする。90 日以降の申請は受付しない

第14条 支払い審査及び各種判断

1. 申請に基づき、J M R C 関東運営委員会はその都度速やかに審議し、決議する。
2. 各種判断は、J M R C 関東運営委員会にて協議を行う。

以上

平成 21 年 2 月 14 日制定施行
平成 22 年 2 月 13 日改定施行
平成 24 年 2 月 18 日改定施行
平成 26 年 2 月 15 日改定施行
令和 6 年 11 月 11 日改定
令和 7 年 4 月 1 日施行